

## 令和3年度 湯沢火葬場 庭園管理業務委託

湯沢雄勝広域市町村組合 湯沢火葬場 庭園管理業務委託について、委託契約に係る見積徴取を行います。

- 1 業務内容 別途 仕様書、設計書による。
- 2 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 参加資格 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体。
- 4 決定方法 見積徴取による随意契約。
- 5 提出期限 令和3年3月30日（火）午後1時
- 6 提出場所 湯沢雄勝広域市町村圏組合事務局 事業管理課 事業管理班  
〒012-0827 湯沢市表町三丁目3番14号 消防庁舎2階  
TEL 0183-73-9691
- 7 注意事項
  - ① 見積書には、住所、事業所名、代表者氏名を記入し、押印すること。
  - ② 業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その他発注者の不利益となる行為をしてはならない。
  - ③ 見積に参加するに当たり、別途誓約書を提出すること。
- 8 その他 定めなき事項については、発注者と受注者が協議のうえ処理するものとする。

# 誓約書

令和 年 月 日

湯沢雄勝広域市町村圏組合 管理者 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称  
及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印

湯沢雄勝広域市町村圏組合が実施する 令和3年度 湯沢火葬場 庭園管理  
業務委託 に係る見積への参加申込に当たって、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げられた者に該当しません。
- 2 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 湯沢雄勝広域市町村圏組合暴力団排除措置要綱（平成30年告示第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している会社、事業所等であること。
  - (2) 役員等（個人の場合は代表者、法人の場合は登記簿謄本等に記載されているすべての者及び受任者）が、暴力団員であること、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用すること。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 3 仕入れ委託先の会社、事業所等が暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していることを知りながら、契約等の取引をすることはありません。
- 4 暴力団又は暴力団員からの不当な要求には決して応じません。また、不当な要求があった場合には、直ちに警察署へ通報【110番通報等】するとともに、湯沢雄勝広域市町村圏組合に報告します。

令和3年度

湯沢火葬場

庭園管理業務委託

発注仕様書

湯沢雄勝広域市町村圏組合



- 1 適用 本業務は、湯沢火葬場の庭園管理を実施し、施設の円滑な運営を図るものです。
- 2 委託業務の名称 令和3年度 湯沢火葬場 庭園管理
- 3 委託箇所 湯沢市字沼樋129番地 湯沢火葬場
- 4 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 業務内容 次に掲げる業務を行うこと。なお、実施日は、別途指示する。
  - (1) 芝刈り、草刈り 年4回（東側2回）
  - (2) 植木手入れ 年1回
  - (3) 植木冬囲い 年1回
  - (4) 囲い外し 年1回
  - (5) 待合ホールポーチ冬囲い 年1回
  - (6) 待合ホールポーチ冬囲い外し 年1回
- 6 作業員 受注者は、作業の監督、指導内容に定めた事項を、安全に遅滞なく作業遂行できる作業人員を確保すること。
- 7 作業工程 受注者は、現場を十分調査のうえ、作業工程を作成し、監督員の承認を受けること。作業工程に変更を生じた場合も、同様とする。
- 8 作業安全対策 受注者は、業務に際しては、次の事項を遵守し、安全対策を確実に実施しなければならない。
  - (1) 作業方法 作業主任者は、作業開始前・終了の報告を発注者に報告すること。
  - (2) 安全衛生管理 作業員は、必要な保護具等を装備し、作業の安全性等に十分留意し、事故防止に努めること。
  - (3) 労務災害の防止 受注者は、作業中の事故防止対策を十分行い、作業員への安全教育を徹底し、労務災害の発生のないように努めること。
  - (4) 現場管理 受注者は、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
  - (5) 復旧 受注者は、ほかの設備、既存物件の損傷、搬入道路、借地等に関しては、原型復旧とすること。
- 9 その他 受注者は、本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

